

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新温泉町長

市町村名 (市町村コード)	新温泉町 ( 28586 )	
地域名 (地域内農業集落名)	温泉地域 ( 井土集落 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月25日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在の耕作面積約19haの内75歳以上の耕作者が占める面積は9.17haと半数に達し、現状の農地面積を確保するための手法が大きな課題となっている。また、現在活動している農業者も高齢化が進んでおり、将来的な農業経営の維持展望が見いだせない現状がある。近年では、集落内の大規模農業者や近隣集落の認定農業者が広く農地を引き受け、農地維持を図っているが、新たな農地の受け手の確保するための対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし、スマート農業の推進を図り、農作業の軽減化により、少なくとも現在の耕作面積を確保できるように努力する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.52 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手を単位集落にとどまらず、広域的な運営組織の取り組みにより地域を超えた人材確保に努め、農地の集積を図る。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
主に担い手となる者に集積・集約化を進めるとともに、農地の利用増進を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現状では、農地バンクの活用を積極的に行うことを考えていないが、担い手等の経営意向を踏まえ段階的に集約化していきたい。その際、農地利用最適化推進委員及び現地相談員等と調整しながら進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内での可能な範囲の基盤整備は完了しており、今後は水路農道の維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後も●●のドローン防除等を活用し、農作業の省力化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣防止対策のため、関係者による共同設置、維持管理、撤去作業を行い、効率的かつ効果的な防除に努めている。
- ③作業の効率化が見込める作業は●●に委託する。
- ⑦中山間直払交付金を活用し、農地の維持管理を行い、耕作放棄地の発生を防ぐ。
- ⑨地元畜産農家の堆肥を活用した資源循環型農業の推進を図る。